

人吉市不当要求行為等の防止に関する条例の運用状況について

○人吉市不当要求行為等の防止に関する条例に基づく運用状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

項目	件数
不当要求行為	0
不適當要求行為	0

※ 不当要求行為等が0件であったため、人吉市不当要求行為等対策委員会の設置はして
おりません。

※ 不当要求行為等とは？

・「不当要求行為」

違法行為や公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を要求する行為又は暴力行為などの手段により要求の実現を図る行為のことです。

・「不適當要求行為」

職務の執行に対する意見、要望等のうち、他人より有利に取り扱うことを求めるなどの行為のことです。